平成２３年（フ）第５８８号
岡山市北区平野93番地５　国富コーポ101
債務者　和田　幸枝
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１１号
岡山市南区福田144番地
債務者　小寺　泰代
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１２号
岡山市南区福田144番地
債務者　小寺　孝典
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５９号
北海道帯広市西17条南４丁目32番６号
債務者　下平　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
北海道帯広市白樺16条東６丁目10番地
債務者　石黒　明美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
北海道帯広市西18条南４丁目５番２号
債務者　佐野　節子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
静岡市駿河区西島898番地の１　大長西島貸家12号
債務者　河崎　　豪
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８４号
静岡県藤枝市与左衛門403番地の５、住民票上の住所静岡県藤枝市北方379番地の６
債務者　安藤　憲一
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５２３２号
東京都千代田区二番町５番地５
破産者　株式会社セルパン
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８７２号
東京都中野区中央４丁目２―６―302
破産者　南波　弘章
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４１号
神奈川県横浜市金沢区並木２丁目７―２―507、開始決定時の住所神奈川県横浜市金沢区富岡東４丁目３―57―302
破産者　野田　洋一
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８６７号
東京都江戸川区中葛西８丁目20番３号
破産者　株式会社海欧
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９４２号
東京都千代田区麹町３丁目１番８号
破産者　ダン・デザイン企画株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３１２号
東京都江東区東砂７丁目４―４―201
破産者　岩瀬　晴美
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５５６号
東京都千代田区三崎町３丁目10番16号田島ビル３Ｆ
破産者　株式会社アドクラフト
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５５８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3964―３
破産者　山平　福子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０４号
東京都千代田区神田神保町２丁目２番12号
破産者　株式会社三祐
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０５号
東京都文京区本駒込１丁目17―９―205
破産者　三輪　幸男
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６４５号
東京都千代田区鍛冶町２丁目５番５号
破産者　有限会社上村商社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部